## 風俗営業店の皆様へ

## ○ 客引き行為について

熊本県では、風俗営業店へ案内するために路上に立って通行人に声をかける行為(客引き)は

- ◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (以下「風営適正化法」と記載)
- ◎熊本県迷惑行為等防止条例(以下「迷惑防止条例」と記載) により禁止されています。

さらに、風営適正化法及び迷惑防止条例では、風俗営業店の従業員が客 引き行為を行ったり、従業員以外の人に客引き行為をさせる行為も禁止し ており、

- ●従業員が客引き行為を行った場合 風営適正化法違反
  - 6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金
- ●経営者や従業員以外の人に客引き行為をさせた場合迷惑防止条例違反 100万円以下の罰金

となります。

客引き行為は、客引き行為者と店舗の両方が処罰される犯罪です。 客引きを行ったり、客引き行為を依頼しないようにしてください。

## ○ 料金の表示について

風俗営業店の料金表示は、風営適正化法第17条において、風俗営業者は客に見やすいように料金を表示しなければならないとしています。

そのため、風俗営業者は店の料金を明確に記載した料金表等を店舗に備え付け、店舗の壁やドア、ついたて等に掲示するか、客席に設置、若しくは注文前に客に見やすいように提示しなければなりません。

繁華街の一部の風俗営業店では、客に対して十分な料金説明を行われなかったことを原因とする料金トラブルも発生しています。

初めて来店した客でも支払う金額に迷うことがないように、一部の料金のみを記載するのではなく、客に請求する全ての料金について記載した料金表を作成し、その料金表を確実に客から見える位置に掲示するようにしてください。